

令和8年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
石岡台地地区管路更生工法試験工事（2工区）

特 別 仕 様 書

（当初）

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総則	令和8年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業石岡台地地区管路更生工法試験工事（2工区）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
第2章 工事内容															
1. 目的	本工事は、石岡台地地区美野里幹線用水路の施設機能を保全するため機能低下している区間を対象に管更生（鞘管工法）をするものである。														
2. 工事場所	茨城県小美玉市中延地内														
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 美野里幹線用水路管更生工（鞘管工法） <table> <tr> <td>水路延長</td><td>L=40.00m</td></tr> <tr> <td>施工始点</td><td>測点No. 62+92.20m</td></tr> <tr> <td>施工終点</td><td>測点No. 63+32.20m</td></tr> </table> 内訳 <table> <tr> <td>管更生工法</td><td>L=40.00m</td></tr> <tr> <td>管 種</td><td>巻込鋼管（SM490A）</td></tr> <tr> <td>管 径</td><td>外径φ2312（管厚15,16mm）</td></tr> <tr> <td>仮設工</td><td>一式</td></tr> </table>	水路延長	L=40.00m	施工始点	測点No. 62+92.20m	施工終点	測点No. 63+32.20m	管更生工法	L=40.00m	管 種	巻込鋼管（SM490A）	管 径	外径φ2312（管厚15,16mm）	仮設工	一式
水路延長	L=40.00m														
施工始点	測点No. 62+92.20m														
施工終点	測点No. 63+32.20m														
管更生工法	L=40.00m														
管 種	巻込鋼管（SM490A）														
管 径	外径φ2312（管厚15,16mm）														
仮設工	一式														
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。														
第3章 施工条件															
1. 工程制限	1）揚水機場の取水期間は、3月1日～8月31日であり、この期間内に管内作業を行うことはできない。なお、管内作業は令和8年9月1日より着手可能である。 2）令和9年2月26日までに美野里幹線用水路の管更生を完了し、通水可能な状態とする。														
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は、次のとおり見込んでいる。 <table> <tr> <td>管内作業</td><td>雨天、休日等14日/月</td></tr> <tr> <td>管外作業</td><td>雨天、休日等12日/月</td></tr> </table> また、工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。	管内作業	雨天、休日等14日/月	管外作業	雨天、休日等12日/月										
管内作業	雨天、休日等14日/月														
管外作業	雨天、休日等12日/月														
3. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日、夏期休暇（8月13日～8月15日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施に取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。														

項 目	内 容										
4. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前8時30分まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。										
5. 部分使用	本工事は、工事引渡し前に工事請負契約書第34条により次について部分使用する場合がある。 ① 部分使用範囲 管更生部 L=40.00m ② 目的 充水のため ③ 部分使用期間 令和9年3月1日から工期末まで										
6. 管更生工法 (鞘管工法)	管更生工法に係る設計条件は次に示すとおりであり、始点から施工するものとする。 既設PC管内径 φ2400mm 設計流量 10.225m ³ /s 設計内圧 0.198MPa										
7. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-10に規定している現場技術員を配置する。指名等については、別に通知する。										
第4章 現場条件											
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土を想定している。										
2. 第三者に対する措置											
(1) 現場進入路	現場進入路として使用する道路は図面に示すとおりである。当該道路は防災道路であり、現場への進入時以外の使用（駐車等）は行わないこととする。 また、工事実施中に周辺農地等への影響を考え、良好な状態を維持するように努めることとする。										
(2) 保安対策	交通誘導警備員の配置は、交通誘導警備員Bとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 ただし、所轄警察署との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）の配置を求められた場合は、監督職員の指示によるものとする。 <table border="1"><thead><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr></thead><tbody><tr><td>仮設ヤード付近</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>中間</td><td>無</td></tr></tbody></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	仮設ヤード付近	1名/日	1名	中間	無
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無							
仮設ヤード付近	1名/日	1名	中間	無							
(3) 関係機関との協議	道路法（昭和27年法律第180号）第35条に基づく占用協議は事前協議を了しており契約までに同意を得る予定である。そのほか関係機関との協議は、発注者側において行うが、工事実施に際し必要となる交通規制、使用申請及び連絡調整は監督職員と打合せのうえ、受注者が行わなければならない。										
第5章 指定仮設											
1. 工事用道路等	受注者は、図面に基づき、仮設ヤードを整備しなければならない。 また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。										

項 目	内 容												
2. 水替工	既設管内清掃後、新設管運搬前に、水中ポンプ及びバキューム車等により管内の残水を排水する。排水量は50m3を想定している。 また、工事期間中は、降雨による調圧水槽内への滞水を排水し作業に支障のないようにするものとし、排水量は次のとおり想定している。 設置個所 : 2号調圧水槽内 排水量 : 0～6m3/h ポンプ台数 : φ50×1台 運転方法 : 作業時排水												
第6章 工事用地等													
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。												
2. 工事用地等の使用及び返還	1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち関係地権者及び監督職員立会いのうえ、用地境界、使用条件の確認をおこなわなければならない。 2) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員及び関係地権者の立会のうえ、確認を受けなければならない。 3) 工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返地する場合は、発注者に報告するものとする。												
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。												
第8章 工事用材料													
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 巻込鋼管 φ2312 t=15mm、16mm JIS G 3443(水輸送用塗覆装鋼管) SM490A 2) 充填材 鞘管工法の裏込材に使用する充填材はエアミルクとし、標準的な充填材の試験項目と施工時の品質管理規格値は以下のとおりとする。 ① 圧縮強度 σ 28— 1.0N/mm²以上 ② 生比重 申告値 ± 0.1g/ml ③ フロー値 申告値 ± 20mm ④ 空気量 申告値 ± 5% 3) 塗装材料 管内面 JIS G 3443-4(内面エポキシ樹脂塗料)												
2. 見本又は資料の提出	主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th>提出物</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼管</td><td>製作図、試験成績書、管割図</td></tr> <tr> <td>グラウト充填材</td><td>示方配合、試験成績書</td></tr> <tr> <td>既設端部接合材(急結モルタル)</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr> <tr> <td>ポリマーセメントモルタル</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr> <tr> <td>塗料(管内面)</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr> </tbody> </table>	材料名	提出物	鋼管	製作図、試験成績書、管割図	グラウト充填材	示方配合、試験成績書	既設端部接合材(急結モルタル)	カタログ、試験成績書	ポリマーセメントモルタル	カタログ、試験成績書	塗料(管内面)	カタログ、試験成績書
材料名	提出物												
鋼管	製作図、試験成績書、管割図												
グラウト充填材	示方配合、試験成績書												
既設端部接合材(急結モルタル)	カタログ、試験成績書												
ポリマーセメントモルタル	カタログ、試験成績書												
塗料(管内面)	カタログ、試験成績書												

項 目	内 容										
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 <table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr><tr><td>鋼管</td><td>外観、形状</td><td>現場搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>充填材</td><td>圧縮強度、生比重、フロー値、空気量</td><td></td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	備 考	鋼管	外観、形状	現場搬入時抽出検査	充填材	圧縮強度、生比重、フロー値、空気量		
材料名	検査・試験項目	備 考									
鋼管	外観、形状	現場搬入時抽出検査									
充填材	圧縮強度、生比重、フロー値、空気量										
4. 資材の調達	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 <table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>調達地域等</th></tr><tr><td>仮設材（敷鉄板）</td><td>T=22mm</td><td>茨城県阿見町</td></tr></table>	資 材 名	規 格	調達地域等	仮設材（敷鉄板）	T=22mm	茨城県阿見町				
資 材 名	規 格	調達地域等									
仮設材（敷鉄板）	T=22mm	茨城県阿見町									
第9章 施 工											
1. 一般事項											
（1）基準点	本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。										
（2）中間技術検査	1）発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2）中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3）契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4）技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5）中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。										
2. 建設資材廃棄物等の搬出	建設資材廃棄物等の搬出 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>建設資材 廃 棄 物</th><th>処 理 施設名</th><th>住 所</th><th>受け入れ 時 間</th><th>事業区 分</th></tr><tr><td>ゴム(既設止水バンド)</td><td>(株)三久</td><td>茨城県小美玉市野田 字大沼頭 1478 番地 1</td><td>8:15～11:30 13:00～16:30</td><td>中 間 処 理業者</td></tr></table>	建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住 所	受け入れ 時 間	事業区 分	ゴム(既設止水バンド)	(株)三久	茨城県小美玉市野田 字大沼頭 1478 番地 1	8:15～11:30 13:00～16:30	中 間 処 理業者
建設資材 廃 棄 物	処 理 施設名	住 所	受け入れ 時 間	事業区 分							
ゴム(既設止水バンド)	(株)三久	茨城県小美玉市野田 字大沼頭 1478 番地 1	8:15～11:30 13:00～16:30	中 間 処 理業者							

項 目	内 容																						
3. 特定建設資材 分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>工 程</td><td>作 業 内 容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他 ()</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程		作 業 内 容	分別解体等の方法																			
	①仮設		仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																			
	②土工		土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																			
	③基礎		基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																			
	④本体構造		本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																			
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
4. 撤去復旧工	1) 工事施工上支障となる既設構造物があった場合は、監督職員に立会いを求め、現地確認を実施したうえで事前に撤去数量を監督職員と協議するものとし、監督職員が了解のうえ撤去する。 2) 既設構造物取壊数量は、取壊し前に現地に断面計測等の確認による数量と実際計量した数量に差異が生じた場合、監督職員と協議するものとする。 3) 撤去した既設構造物のうち再利用可能な資材については、復旧時に再利用することとする。使用可否については監督職員と協議するものとする。																						
5. 管更生工 (1) 一般	1) 鋼管の工場製作に先立ち、製作承認図及び管割図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。 2) 施工に先立ち施工計画書を提出し、監督職員と十分打ち合わせることとする。なお、施工にあたっては、管割図に合わせた番号を布設する管本体に表示する。 3) 管内作業に当たっては、「酸素欠乏症防止等規則」に基づき、予め酸素濃度測定器で調査をするとともに、換気を十分に行う等酸素欠乏事故等を起こすことのないように十分注意して施工しなければならない。																						
(2) 鋼管	1) 管の仕様は、図面のとおりとする。 2) 管の内面塗装は、JIS G 3443-4（水輸送用塗覆鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装）によるものとし、塗膜厚さは0.5mm以上とする。 3) 管の外表面塗装は、JIS K 5552（ジンクリッチプライマー）によるものとし1回塗装とする。 なお、これによりがたい場合は、これと同等以上の方法で行うものとし、監督職員の承諾を得るものとする。 4) グラウトホールの構造については、日本水道鋼管協会 鞘管工法の計画・施工指針（令和3年改正）による																						
(3) 施工前確認	管材料の発注の前に当該現場の実態を把握すべく、現場周辺の状況を確認し、現場施工時に問題になりそうな点について検討を行い、監督職員と協議するものとする。																						

項 目	内 容
(4) 管内調査	受注者は、施工に先立ち、既設管内について内部点検し、継手毎の中心線のずれ、管のひび割れ、継手部漏水、堆積物などの概要を調査し、監督職員に報告して確認を得なければならない。 なお、調査に先立ち、管内調査計画書を提出し、監督職員と十分打合わせることとする。
(5) 事前処理工	管路内の堆積物や浸入水等の有無を確認するものとし、施工に支障となる場合は事前に処理するものとする。
(6) 管路洗浄工	1) 管引込に先立ち、既設管内の清掃を行い、監督職員の確認を受けるものとする。 なお、清掃に要する工事用水は、水道水を使用することで考えているが、関係機関との協議により別途手当する場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 管搬入工の直前に既設管内の洗浄を十分に行い、出来形に悪影響を及ぼす可能性のある土砂、小石等を除去するものとする。 3) 洗浄後に既設管内が十分に洗浄されているかの確認を行い、既設管内に施工に支障をきたすおそれのある異物が残留している場合は、再度管路内洗浄を行うものとする。 4) 管路内の作業を行う際は、酸素濃度、硫化水素濃度等の安全面に十分注意して作業を行うものとする。
(7) 鋼管の引込み、拡張、据付	1) 調圧水槽内の仮設架台上に鋼管を吊下ろし、バッテリーカーで既設管内（既設P C管内及び本工事据付済鋼管内を通過し）下流側へ運搬引込みを行う。 2) ガス切断により巻込鋼管の固定金具を切断後、ジャッキ等により拡張し、軸方向裏当金に合わせ仮固定する。 3) その後、据付済鋼管の周方向裏当金に合わせ、ジャッキ棒・金馬・金矢等を使用し肌合わせをする。 4) 溶接ギャップは4mm以上を標準とする。目違い量は鋼管厚さ15mm以上は監督員の承諾を得るものとする。 5) 溶接工・溶接材料の規格は本溶接と同等とする。
(8) 浮上防止	据付が完了した後、既設P C管と鋼管端部の隙間が所定の間隔になるようにゴム製ライナー等を隙間に挿入し鋼管を固定する。
(9) 溶接	1) 仮付・本溶接とも、手溶接又は半自動溶接とする。 2) 従事する溶接工は、JIS Z 3801（溶接技術検定における試験方法及び判定基準）又はJIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）による有資格者とする。 3) 使用する溶接棒はJIS Z 3211（軟鋼用被覆アーク溶接棒）のE4319又はE4316、JIS Z 3212（高張力鋼用被覆アーク溶接棒）のE4319又はE4316、溶接ワイヤーはJIS Z 3313（軟鋼及び50キロ高張力鋼アーク溶接用フラックス入りワイヤ）T490J0T1-1CA-UH5規格品又は同等規格品とする。 4) 余盛高さ許容値は鋼管厚さ15mm以上は4.8mm以下とする。
(10) 超音波探傷検査	1) 溶接部の検査はJIS Z 3060（鋼溶接部分の超音波探傷試験方法及び試験結果の等級分類方法）による非破壊検査とする。 2) 検査箇所は、軸方向・円周方向の全溶接線の5%以上とし、検査長さは1箇所につき30cmとする。検査判定基準はJIS Z 3060のM検出レベル3類以上

項 目	内 容
(11) 裏込めグラウト打設	とする。 3) 検査結果が不合格の場合は、手直し補修後再検査する。 既設PC管と本工事据付鋼管との隙間にエアミルクを注入充填する。 1) 材注入工は、充填材の性状確認、注入圧力、注入量等について管理を行うものとする。使用する充填材注入方法は、監督職員の承諾を得なければならない。 2) 充填材注入施工条件 外気温等が規定の範囲内であることを確認するものとする。 3) 充填材性状の管理方法 充填材の配合比、フロー値や圧縮強度試験値等が規定内であることを確認するものとする。 4) 注入圧力の管理方法 圧力管理の設計値は0.2MPa以内とする。 注入圧力は圧力計を用いて設計値以下となるよう管理・記録し、施工中の測定結果は監督職員に提出するものとする。 5) 注入量の管理方法 実際の注入量を計画注入量と対比し、大きな差異がないことを確認するものとする。充填材がグラウトホール（注入と空気抜き兼用）から溢流した時点を充填完了とし、設計値以上を注入したことを確認するものとする。
(12) プラグ溶接	1) グラウト充填完了養生後、プラグネジ込み部を溶接する。 2) 従事する溶接工は、JIS Z 3801による有資格者とし、使用する溶接棒はJIS Z 3211のE4319又はE4316規格品とする
(13) 内外面塗装	1) 鋼管内面の工場塗装塗り残し範囲（現地溶接部及び巻込縮径部）については、現地塗装を行うものとする。 2) 鋼面の下地処理は、バフ、ディスクサンダー等の電動工具により行う。 3) 下地処理後、直ちに防錆塗料としてプライマーを刷毛又はエアレススプレーにより塗布する。 4) その後、液状エポキシ樹脂塗料を刷毛、ローラー又はエアレススプレーで2～3回塗り重ねて所定の塗膜厚さにする。
(14) 端部仕上げ	1) 始点部及び終点部の既設PC管と鋼管全周との内面を設計図書に基づきポリマーセメントモルタル等により擦り付けるものとする。 2) 始点部の鋼管外面及び内面に、10cm程度の幅でポリウレタン塗装等のプラスチック被覆を行う。
(15) 塗装検査	1) 塗膜に有害な、フクレ・シワ・タレ等がないよう、外観検査を行う。 2) ピンホール及び塗り残し検査は、ホリデーディテクターで行う 3) 検査電圧は、液状エポキシ樹脂塗装0.5mm：2,000～2,500Vとする。 4) 塗膜厚検査は、電磁微厚計で行う。 5) 測定箇所は周方向、軸方向とも10箇所につき1箇所以上とし、現地塗装部周方向塗装部において任意の4カ所を指定し、その各所軸方向に任意3点を取り、計12点とする。 6) 軸方向塗装部（巻込縮径部）については、周方向側に任意の3点を指定するものとする。

項 目	内 容
(16) 出来形管理	内巻鋼板の仕上がり管理は「施工管理基準 管水路」に示すとおりとする。 ・ 基準高 : $\pm 30\text{mm}$ ・ 中心線のズレ : $\pm 30\text{mm}$ ・ 施工延長 : 設計延長-200mm ・ 内空高さ : 設計内空高さの$\pm 3\%$ (たわみ率) ・ 内空幅 : 設計内空高さの$\pm 3\%$ (たわみ率)
6. 原形復旧工	
(1) 道路復旧工	工事受注者は工事着手前に工事車両等が走行する道路を対象に、路面状態、路面高等を記録し、監督職員へ報告するものとする。 なお、施工範囲外の路面に損傷等が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
(2) 防護柵	防護柵工は、図面に示す区間について復旧するものとし、現地に合致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。
(3) 山林部	借地した仮設ヤードの原形復旧は、立木等に支障を及ぼさないように整地を行わなければならない。
第10章 施工管理	
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-12定する(1)の資格を有するものでなければならない。
2. 施工管理	
(1) 施工管理の追加項目	施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。 1) 管路更生工(鞘管工法)の施工管理については、土木工事施工管理基準(5農振第3077号令和6年3月22日付け農村振興局長通知)の管水路工事を準用する。(ただし、基準高及び中心線のズレは対象外とする。) また、充填材注入工の最小厚さ20mmを下回らないものとし、20mに1箇所割合で天地左右を測定するものとする。
(2) 出来形管理	1) 直接測定による出来形管理 充填材については、施工中の充填材圧力管理記録(設計値以下)、充填材打設量記録(設計値との比較)を行うこととする。 既設端部接合材(ポリマーセメントモルタル)については、直接測定により外観にむらがなく、流れ、剥がれ、ひび割れ、硬化不良等がないことを各施工箇所を確認するものとする。 2) 撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

項	目	内 容				
(3) 品質管理		[管路更生工(鞘管工法)]				
		工種	撮影基準	撮影箇所		
	管更生工 (裏込めグラウト打設工)	材料、品質等グラウト材	施工前の使用材料の保管状況、 施工前の使用材料の確認状況、 試験用材料の現場採取確認状況、試験実施状況	スパン毎		
		事前処理工	管内洗浄状況、障害物の除去状況、止水状況	施工箇所ごとに、 施工前、施工後を撮影する。		
		裏込めグラウト打設工	グラウト止め工実施状況	施工箇所ごとに、 施工前、施工後を撮影する。		
			グラウト材注入作業状況、 注入状況(圧力管理状況)	施工箇所ごとに、 施工前、施工後を撮影する。		
			確認孔による充填確認状況	スパン毎に、 施工中適宜確認する。		
		管路更生工（鞘管工法）における品質管理項目は次のとおりとする。 次表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。				
		工種	項目	試験方法	規格値 (参考)	試験 (測定)基準
	管更生工 (裏込めグラウト打設工)	一軸圧縮強度	JIS A 1216	28 日圧縮強度値 1.0N/mm ² 以上	2 回/日	
		生比重	JIS A 313	申告値 ±0.1(g/ml)	2 回/日	
		フロー値	JIS A 313	申告値 ±20mm	2 回/日	
		空気量	JIS A 313	申告値 ±5%	2 回/日	
		グラウト注入量		確認孔から吹き出した時点を充填完了とし、設計値以上を注入したことを確認する。	充填スパン 毎/48m	
		グラウト材注入圧力管理		設計値以下	施工中の記録の提出	

項 目	内 容
3. 工事写真における黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。 黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1) から4) によりこれを実施するものとする。 1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2) 機器等の導入 ①黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ②受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い ①受注者は、1) の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ②本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記1) に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ③黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4) 写真の納品 受注者は、3) に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。
4. 工事現場等における遠隔確認について	1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。 2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf」）によるものとする。

項 目	内 容
第11章 天災その他 不可抗力	3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。 1) 異常出水 天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとし、本工事における異常出水による損害は想定していないが、受注者の善良な管理のもとにおいて、異常出水による被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。 2) 工事現場の巡視等について 受注者は、工事現場を随時巡視し、災害防止のため、必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。 この場合は、監督職員に遅滞なく報告し、指示を得るものとする。ただし、緊急時やむを得ない事情があるときはこの限りではない。 なお、臨機の措置に要した費用は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
第12章 条件変更の 補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質に著しい相違があった場合 2) 既設構造物に保護の必要が生じた場合 3) 交通誘導警備員の配置、人数に変更が生じた場合 4) 排水処理工法に変更が生じた場合 5) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 6) 歩掛調査の追加が生じた場合 7) 公共事業労務調査の対象となった場合 8) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合 9) 別に示す参考歩掛の検証の結果、協議により変更が生じた場合 10) 指定仮設に変更が生じた場合 11) 工事用地の変更に伴う変更が生じた場合 12) 仮設ヤードに変更が生じた場合 13) 現場搬入路として使用する道路等が、正常な運行によって破損し、これを修復する必要がある生じた場合。 14) 材料の種類、規格、数量及び仕様等に変更が生じた場合 15) 湧水等が発生し、排水処理が必要となった場合。 16) 現地精査により施工延長を追加した場合 17) 参考図に示す仮設階段工及び仮設架台は実績に基づき変更協議をするものとする。 18) その他精査により変更が生じた場合 19) その他監督職員が必要と認めたもの

項 目	内 容
第13章 その他 1. 契約後VE提案	1) 定 義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) VE提案の意義及び範囲 ①VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ②ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE提案書の提出 ①受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ②発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) VE提案の適否等 ①発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ②また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

項 目	内 容
	④発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。 VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 5) VE提案書の使用 発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。 6) 責任の所在 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。 2. 入札後契約前 VE提案 工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前VE管理費については原則として変更はしないものとする。 ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。 3. 電子納品 工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-39に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R又はBD-R）正副2部 4. 配置予定監理 技術者等の専任 期間 1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 2) 契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

項 目	内 容
5. ワンデーレスポンス実施に関する事項	「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。
6. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。 1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。 3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。 4) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。 5) 建設コンサルタントの出席 上記1）、2）、3）及び4）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

項 目	内 容
7. 快適トイレの 試行	本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鏡と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） 2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

項 目	内 容										
8. 現場環境改善費	1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td><td> ①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減 </td></tr> <tr> <td>営繕関係</td><td> ①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等 </td></tr> <tr> <td>安全関係</td><td> ①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等 </td></tr> <tr> <td>地域連携</td><td> ①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等） </td></tr> </tbody> </table> 3) 現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。 4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等	地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）
計上項目	実施する内容（率計上分）										
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減										
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等										
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等										
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）										
9. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じとが考えられる。 契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用										

項 目	内 容
	2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、契約締結後、2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出額した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
10. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
11. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

項 目	内 容
12. 工期	4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書(以下「内訳書」という。)を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている220日間(仮)よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和9年3月23日(工事完了期限日)まで ※ 工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、工事着手期限日から212日(仮)で工事を完了させること。
13. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。
14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 ア 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 イ 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、

項 目	内 容										
	8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ウ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ 3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。 $\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$ ※ 補正係数: 1.2										
15. 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)について	1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。 2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。										
16. 書類限定検査の実施について	1) 書類限定検査の実施 検査職員による検査について、下記の9書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。 なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①施工計画書</td><td style="width: 50%;">⑥出来形管理図表</td></tr> <tr> <td>②施工体制台帳 (下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。)</td><td>⑦品質管理図表</td></tr> <tr> <td>③打合簿(協議)</td><td>⑧工事材料品質証明書</td></tr> <tr> <td>④打合簿(承諾)</td><td>⑨工事写真</td></tr> <tr> <td>⑤打合簿(提出)</td><td></td></tr> </table> 2) 書類限定検査に係る実施状況や改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合には協力する。	①施工計画書	⑥出来形管理図表	②施工体制台帳 (下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表	③打合簿(協議)	⑧工事材料品質証明書	④打合簿(承諾)	⑨工事写真	⑤打合簿(提出)	
①施工計画書	⑥出来形管理図表										
②施工体制台帳 (下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表										
③打合簿(協議)	⑧工事材料品質証明書										
④打合簿(承諾)	⑨工事写真										
⑤打合簿(提出)											

項 目	内 容
17. 週休 2 日による履行実績取組証明書の発行	1) 本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。 2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。 4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。
第 14 章 定めなき事項	この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。